

議案の提出について

栗山町議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり、栗山町議会
会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年3月19日

栗山町議会議長 鵜川和彦様

提出者	栗山町議会議員	鈴木千逸
賛成者	〃	端 師 孝

議案第 90 号

栗山町議会基本条例の一部を改正する条例

栗山町議会基本条例（平成18年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「考慮するとともに」を「考慮し」に、「活用するものとする」を「活用するとともに、栗山町特別職報酬等審議会の意見を尊重するものとする」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。